めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

第三条（見出しを含む。）及び第四条第一項中「つきまとい等」の下に「又は位置情報無承諾取得等」を加える。

第五条第十一項中「及び第三項後段」を「、第三項後段」に改め、「聴取」の下に「及び第十一項の規定による送達」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十項の次に次の四項を加える。

11　禁止命令等又は第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。

12　前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該禁止命令等又は当該処分をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

13　公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。

14　前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

第十九条第二項中「つきまとい等」の下に「又は位置情報無承諾取得等」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第三条（見出しを含む。）及び第四条第一項の改正規定、第五条の改正規定並びに第十九条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（条例との関係）

第二条　地方公共団体の条例の規定で、この法律（前条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下この項において「新法」という。）で規制する行為で新法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2　前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第四条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十五号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

（総合法律支援法の一部改正）

第五条　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「つきまとい等」の下に「若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等」を加える。

内閣総理大臣　菅　義偉
法務大臣　上川　陽子

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第四十六号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律

（銀行法の一部改正）

第一条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の三十四」を「第五十二条の三十四の二」に改める。

第十条第二項に次の一号を加える。

二十一　当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第十条第四項中「定義」を「通則」に改め、同条第七項、第八項及び第十項中「（定義）」を削る。

第十二条の二第三項第一号中「並びにその子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社」を「及びその子会社」に、「他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない」を「当該銀行持株会社グループの経営管理（第五十二条の二十一第四項に規定する経営管理をいう。）を行う」に改める。

第十六条の二第一項第三号中「（以下」を「（第十一号ロ並びに第五十二条の二十三第一項第二号及び第十号ロにおいて」に改め、同項第四号中「（以下」を「（第十一号ロ並びに第五十二条の二十三第一項第三号及び第十号ロにおいて」に改め、同項第五号の二中「以下」を「第十一号ロ並びに第五十二条の二十三第一項第四号の二及び第十号ロにおいて」に改め、同項第六号中「。以下「」を「。第十一号ロにおいて「」に、「会社（以下」を「もの（同号ロ並びに第五十二条の二十三第一項第五号及び第十号ロにおいて」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）